

# 岐阜県立関有知高等学校 生徒心得

関有知高等学校の生徒としての自覚と誇りをもち、勉学に精励する。学則に従い下記の心得を守るとともに、よりよい習慣を身に付け、気品のある健全な校風づくりに努力する。

## 1 礼儀

- (1) 来客・職員等にあいさつや会釈をし、礼儀を大切にする態度を身に付ける。
- (2) お互いに登下校時には、親しくあいさつを交わす。
- (3) 場に応じた適切な言葉遣いをする。

## 2 身だしなみ

清楚な身だしなみを旨とし、関有知高校の生徒としての品位を保つように努める。

## 3 校内生活

- (1) 欠席、遅刻、早退については、保護者から学校へ連絡する。非常変災時の公共交通機関の遅延以外は延着を認めない。道路状況を考慮し、始業時間に間に合う交通手段で登校する。
- (2) 遅刻したとき、早退するとき、外出するときは、それぞれ遅刻届、早退届、外出届を提出する。  
8：35のチャイムが鳴り終わった時点で、各HRで着席をしていない場合は遅刻とする。  
(遅刻届の出し方)  
生徒指導室前の廊下で遅刻届を記入し、職員室で受付をする。その届を持って教室へ入室する。
- (3) 登校後は放課後まで校外に出てはいけない。校外に出るときは、担任の許可を得て、生徒指導部で外出届の手続きをする。
- (4) 昼食は、原則として自分のHR教室でとる。
- (5) 生徒間で金銭の貸借、物品（入場券を含む）の販売、購入をしてはいけない。
- (6) 火気の使用は、職員の指示がある場合以外は厳禁とする。
- (7) 学校生活に不要な物品を持ち込まない。
- (8) 携帯電話やスマートフォン等は、朝のSHRから帰りのSHRが終わるまで、特別な許可のない限り使用したり、所持したりしない。(SHR前後の行事、掃除等も含む)
- (9) 貴重品（スマートフォン等を含む）は、個人ロッカーに収め自己管理する。
- (10) 学校施設、設備等を破壊、汚損したときは、速やかに申し出る。(原則として損害を弁償する。)

## 4 校外生活

- (1) 関有知高生としての誇りをもち行動する。社会秩序を守り、他人に迷惑をかけないよう心がける。
- (2) 交友関係は、健全でなくてはならない。
- (3) パチンコ店などの風紀上不健全な店舗等への立ち入りは禁止する。
- (4) 自他の生命の安全を心掛け、交通ルール・マナーを守る。
- (5) 遊泳禁止区域（河川、湖沼、海）では絶対に泳がない。

## 5 届出事項

次のことについては、書面又は口頭により届け出なければならない。

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引、外出
- (2) 校内器具・施設、設備の破損、汚損、紛失
- (3) 現金・物品の遺失、拾得、盗難
- (4) 保護者及び保証人の変更又は住所変更
- (5) 下宿及び下宿先の変更
- (6) 交通事故（加害・被害とも）
- (7) 事件・事故に遭ったとき（変質者の被害、恐喝、脅迫、暴行）
- (8) 病気や怪我でやむを得ず異装をするとき
- (9) 自動車の運転免許証の取得
- (10) アルバイト

ただし、高校生として適さない職種への就労、アルバイトをすることによって高校生としての基本的な生活習慣が乱れる恐れのある者は認めない。

- (11) 警察官、少年補導員等から補導を受けたとき

## 6 指導の対象となる行為

次の行為をした場合は指導の対象となる。

- (1) 無届けによる欠席、欠課、遅刻、早退、外出
- (2) 授業、試験、学校行事、作業等の怠慢（さぼり）や妨害、授業規律を乱す行為
- (3) 試験、考査での不正行為
- (4) 暴力、脅迫、恐喝、窃盗（万引、自転車盗）、とぼく等違法行為
- (5) 暴言、威嚇行為
- (6) いじめ行為、盗難など他人の人権を侵害する行為
- (7) 飲酒、喫煙、薬物乱用
- (8) 誹謗・中傷等に類する行為（スマートフォン、インターネット等による個人情報漏洩含む）
- (9) 四ない運動の違反（無免許運転、無届けでの運転免許取得、他人の車や單車への同乗等）
- (10) 深夜徘徊・無断外泊・家出・不良交遊・不純交遊（不健全性的行為を含む）
- (11) 不健全娯楽・風紀上不健全な場所への立ち入り
- (12) 無届けアルバイト
- (13) 自転車走行中の危険行為
- (14) 校内器具・施設の故意による破損、汚損等
- (15) その他、高校生としてふさわしくない行為

生徒心得の改正または廃止の手続き

- 1 生徒会は、生徒議会において生徒の意見を集約し、校長に対し生徒心得の改正または廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または生徒心得の見直しが必要になったときは、アンケートその他適切な方法で、生徒や保護者から意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、生徒心得の改正または廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒および保護者に説明するものとする。